

★ 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第一号）（自然環境課）

一 改正の理由

自然公園法及び自然環境保全法の一部改正に伴い、関係条例について必要な規定の整備を行った。

二 改正の内容

1 広島県立自然公園条例の一部改正

自然公園法の一部改正に準じた改正を次のとおり行うとともに、同法の一部改正に伴う引用条項の整理を行った。

- (一) 条例の目的として、生物の多様性の確保に寄与することを追加した。
- (二) 特別地域において知事の許可を要する行為として、知事が指定する区域内における木竹の損傷及び知事が指定する区域が本来生息地等でない動植物で知事が指定するものの当該区域内における放出等を追加した。
- (三) 公園事業の執行に関する規定についての罰則の追加その他所要の規定の整備を行った。

2 広島県自然環境保全条例の一部改正

自然環境保全法の一部改正に準じた改正を次のとおり行った。

- (一) 条例の目的として、生物の多様性の確保を明確化した。
- (二) 特別地区において知事の許可を要する行為として、知事が指定する区域内における木竹の損傷及び知事が指定する区域が本来生息地等でない動植物で知事が指定するものの当該区域内における放出等を追加した。

(三) 罰金の最高額を引き上げた。

3 広島県自然海浜保全条例の一部改正

罰金の最高額を2(三)に準じて引き上げた。

4 ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例及び広島県都市公園条例の一部改正  
自然公園法の一部改正に伴う引用条項の整理を行った。

三 施行期日

1 2以外の改正 平成二十二年十月一日

2 二1（引用条項の整理に関するものに限る。）及び4の改正 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日

★ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第二号）（人事課）

一 改正の理由

労働基準法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行った。

二 改正の内容

1 職員の給与に関する条例の一部改正

労働基準法の一部改正に伴い、一箇月に六十時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当について、支給割合を百分の百五十とした。

2 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正

(一) 労働基準法の一部改正に伴い、一箇月に六十時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合と本来の支給割合との差額分の手当の支給に代えて、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間（時間外勤務代休時間）を指定することができるものとした。

(二) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、三歳に満たない子を養育する職員から請求があった場合は、公務の運営に支障がないと認められるときは、正規の勤務時間を超えて勤務しないことを承認しなければならないものとした。

3 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、配偶者が育児休業をしている職員について、育児休業、育児短時間勤務及び部分休業をすることができるものとするとともに、子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした職員について、再度の育児休業をすることができるものとした。

三 施行期日

平成二十二年四月一日。ただし、二二(二)及び二三については、平成二十二年六月三十日

★ 広島県職員定数条例等の一部を改正する条例（条例第三号）（行政管理課）

一 改正の理由

事務事業の見直し等及び警察法施行令の一部改正に伴い、職員定数定員を変更するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 広島県職員定数条例の一部改正

簡素で効率的な行政システムの構築を図るため、事務事業の見直しを行うことにより知事の事務部局等の業務量が減少等するため、知事の事務部局等の職員の定数を次のとおり改正した。

区 分	改正前	改正後	改正による減員
知事の事務部局の職員	四、五〇三人	四、三五一人	一五二人
議会の事務部局の職員	四八人	四七人	一人
監査委員の事務部局の職員	二四人	二一人	三人
労働委員会の事務部局の職員	一九人	一五人	四人
区 分	改正前	改正後	改正による増員
人事委員会の事務部局の職員	一八人	二二人	四人

2 広島県企業職員等定数条例の一部改正

土地造成事業の減少などにより業務量が減少するため、公営企業の職員の定数を次のとおり改正した。

改正前	改正後	改正による減員
一五〇人	一四五人	五人

3 広島県学校職員定数条例の一部改正

児童生徒数の減少に伴い、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員（以下「県立高等学校等教職員」という。）並びに市町立学校県費負担教職員の定数を次のとおり改正した。

区 分	改正前	改正後	改正による減員
県立高等学校等教職員	五、三四四人	五、二〇七人	一三七人
市町立学校県費負担教職員	一五、〇四八人	一四、九五六人	九二人

4 広島県警察職員定員条例の一部改正

(一) 警察法施行令の一部改正に伴い、警察官の定員及びその階級別定員を次のとおり改正した。

区 分	改正前	改正後	改正による増員
警視	一五〇人	一五一人	一人
警部	三二八人	三二九人	一人
警部補	一、四八〇人	一、四八四人	四人
巡查部長	一、五三二人	一、五三六人	四人
巡查	一、五七九人	一、五八一人	二人
合計	五、〇六九人	五、〇八一一人	一二人

(二) 事務の見直し等に伴い、警察官以外の職員の定員を次のとおり改正した。

改正前	改正後	改正による減員
五三六人	五二〇人	一六人

三 施行期日

平成二十二年四月一日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第四号）  
（行政管理課）

一 改正の理由

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 市町が処理する事務に追加するもの

事務の範囲	対象市町
一 身体障害者福祉法等に基づく事務のうち、身体障害者手帳の交付等	熊野町
二 農地法に基づく事務のうち、農地又は採草放牧地の権利移動の許可等	世羅町
三 公職選挙法施行令に基づく事務のうち、障害の程度の証明	熊野町
四 広島県土砂の適正処理に関する条例等に基づく事務のうち、土砂の搬出に係る計画の届出の受付等	福山市

2 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

1 2以外の改正 平成二十二年四月一日

2 二2（自然公園法に関するものに限る。）の改正 自然公園法及び自然環境保全部の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日

★ 広島県手数料条例及び県立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（条例第五号）（財政課）

一 改正の要旨

1 広島県手数料条例の一部改正

土壤汚染対策法の一部改正に伴い、新設された事務に係る手数料を次のとおり定めるなど必要な改正を行った。

事務の区分	手数料の名称	金額
土壤汚染対策法第二十二 条第四項の規定による汚 染土壤処理業の許可の更 新の申請に対する審査	汚染土壤処理業の許可更 新申請手数料	二〇五、〇〇〇円
土壤汚染対策法第二十三 条第一項の規定による汚 染土壤処理業の変更の許 可の申請に対する審査	汚染土壤処理業の変更許 可申請手数料	二〇五、〇〇〇円

2 県立病院使用料及び手数料条例の一部改正

分べんに係る経費が増加していること等に伴い、分べん料の上限額を二十一万円（現行十八万円）に改定するなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十二年四月一日

★ 法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第六号）（税務課）

一 改正の要旨

県民の健康と福祉の増進に資する大規模社会福祉施設等の建設資金に充てる財源の確保を目的として、法人税割に係る県民税の税率を引き上げる特例措置の適用期間を五年間延長した。

二 施行期日

平成二十二年四月一日

★ 広島県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（条例第七号）（環境保全課）

一 改正の要旨

土壤汚染対策法の一部が改正され、一定規模以上の土地の形質変更時に届出が必要となったこと及び土地所有者等の自主調査に基づき土壤汚染に係る区域の指定の申請ができることとなったことに伴い、当該届出及び申請に係る土地については、広島県生活環境の保全等に関する条例による土地履歴調査等の対象としないこととするため、必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成二十二年四月一日



★ 自然公園施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第八号）（自然環境課）

一 改正の要旨

御調八幡宮公園施設の老朽化に伴い、公の施設である当該施設を廃止するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十二年四月一日

★ 広島県みどりと景観の基金条例の一部を改正する条例（条例第九号）（自然環境課）

一 改正の要旨

広島県みどりと景観の基金を積極的に活用して、自然環境の適切な利用を図るために必要な施設の維持に係る事業を実施できるよう、必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成二十二年四月一日

★ 修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第十号）（医務課）

一 改正の要旨

保健師助産師看護師法の一部が改正され、看護師国家試験の受験資格を有する者に、文部科学大臣の指定した大学を卒業した者が明記されたことなどに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十二年四月一日

★ 広島県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例（条例第十一号）（医療保険課）

一 改正の要旨

市町の国民健康保険の財政運営を支援することを目的とし、広島県国民健康保険広域化等支援基金による市町への貸付金の償還期間を延長した。

二 施行期日

平成二十二年四月一日

★ 広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第十二号）（医療保険課）

一 改正の要旨

後期高齢者医療制度の安定的運営を図るよう広島県後期高齢者医療財政安定化基金の交付の対象となる事業を追加するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十二年四月一日

★ 広島県立点字図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第十三号）（障害者  
支援課）

一 改正の要旨

点字を使用しない視覚障害者の利用向上を図ることを目的とし、広島県立点字図書館  
の名称を広島県立視覚障害者情報センターに改める。

二 施行期日

平成二十二年四月一日

★ 広島県緊急雇用対策基金条例の一部を改正する条例（条例第十四号）（雇用基金特別対策プロジェクト・チーム）

一 改正の要旨

国から交付される緊急雇用創出事業臨時特例交付金による基金事業が拡充されることに伴い、広島県緊急雇用対策基金を県が実施する居住の安定の確保等を目的とする事業又は市町等が実施する当該事業の支援に要する経費の財源に充てられるよう、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十二年三月二十三日

★ 広島県建設事業負担金条例の一部を改正する条例（条例第十五号）（土木総務課）

一 改正の理由

平成二十二年四月一日から離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の指定が解除される地域における海岸事業に係る地元負担金の軽減措置を講じるため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 軽減措置の対象地域

呉市のうち豊島及び大崎下島の区域

2 軽減措置の内容

対象地域における海岸事業で、当該事業費の一部を国が負担又は補助するものに係る地元負担金について、平成二十二年分から平成二十五年分までの事業に限り、次のとおり軽減する。

年 度	負 担 金 の 軽 減 率
平成二十二年分	離島振興対策実施地域の指定の解除により増加することとなる負担金の 八〇パーセント
平成二十三年分	六〇パーセント
平成二十四年分	四〇パーセント
平成二十五年分	二〇パーセント

三 施行期日

平成二十二年四月一日



★ 広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第十六号）（港湾管理課）

一 改正の要旨

1 港湾の利用の促進及び一般旅客定期航路事業に係る航路の維持を図ることを目的として、広島港等の港湾施設の係船料又は使用料について、次のとおり軽減措置を講じた。

(一) 広島港出島地区、福山港箕沖地区及び同港箕島地区の国際海上コンテナターミナルに係る係船料又は使用料について、平成二十三年三月三十一日までの間、軽減措置を講じた。

(二) 広島港廿日市地区及び尾道糸崎港機織地区における木材運搬船が使用する施設に係る係船料について、平成二十四年三月三十一日までの間、軽減措置を講じた。

(三) 県内及び県外の重要港湾を結ぶ一般旅客定期航路事業並びに高速道路料金の引下げの影響を受ける一般旅客定期航路事業の用に供されている港湾の係船料又は使用料の免除措置を、平成二十二年九月三十日まで延長した。

2 臨港道路海田大橋への有料道路自動料金収受システムの導入に伴い、通行料の徴収方法等について、所要の改正を行った。

二 施行期日

公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日。ただし、一(一)及び(二)については平成二十二年五月一日、一(三)については平成二十二年四月一日

★ 広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例（条例第十七号）（教育委員会）

一 改正の要旨

広島県立江田島高等学校及び広島県立久井高等学校を廃止するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十二年四月一日

★ 県立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例（条例第十八号）（教育委員会）

一 改正の要旨

公立高等学校の授業料が不徴収とされることに伴い、県立高等学校の授業料等の徴収対象者について必要な改正を行った。

二 施行期日

公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日

★ 広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例の一部を改正する条例（条例第十九号）  
（労働委員会）

一 改正の要旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、同法に基づく調停等が行われる個別労働関係紛争については、広島県労働委員会によるあっせんを行わないこととするため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十二年四月一日

★ 広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十号）（警察本部）

一 改正の理由

風俗案内を業として行う者が、違法な風俗営業を助長する行為などにより、青少年の健全な成長と繁華街における健全なまちづくりを阻害することのないよう、必要な措置を講じた。

二 改正の内容

1 定義規定の整備

風俗案内を行うための施設（以下「事業所」という。）を設け、当該事業所において風俗案内を行う事業を「風俗案内業」として定義した。

2 届出規定の整備

(一) 届出内容の追加

風俗案内業を行おうとする者の届出事項に、事業所の構造及び設備の概要等を追加した。

(二) 書類添付の義務化

風俗案内業を行おうとする者の届出に、風俗案内業の方法を記載した書類その他の公安委員会規則で定める書類の添付を義務付けた。

3 風俗案内業務に従事させようとする者の生年月日の確認等の義務化

風俗案内業を行う者（以下「事業者」という。）に、風俗案内業に係る業務に従事させようとする者の生年月日の確認並びに当該確認に係る記録の作成及び保存を義務付けた。

4 従業者名簿の備付けの義務化

事業者が事業所ごとに従業者名簿を備え、これに当該事業所における風俗案内業に係る業務に従事する事業者の代理人、使用人その他の従業者（以下「従業者等」という。）の氏名、住所、生年月日等を記載することを義務付けた。

5 公安委員会による指示及び事業停止命令の新設

(一) 指示の新設

公安委員会は、事業者又は従業者等が当該風俗案内業に関し、この条例の規定又は他の法令の規定に違反した場合において青少年の健全な成長を阻害し、若しくは繁華街その他の地域における健全なまちづくりに障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、青少年の健全な成長を阻害する行為又は繁華街その他の地域における健全なまちづくりに障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる旨の規定を新たに設けた。

(二) 事業停止命令の新設

公安委員会は、事業者が(一)の指示に違反したとき等において当該事業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該風俗案内業の全部又は一部の停止を命ず

ることができる旨の規定を新たに設けた。

## 6 罰則の新設

次の罰則規定を新たに設けた。

- (一) 5 (二)の事業停止命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処することとした。
- (二) 2 (二)の添付書類を提出せず、又は虚偽の記載のあるものを提出した者は、三十万円以下の罰金に処することとした。
- (三) 3の生年月日の確認に係る記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者は、二十万円以下の罰金に処することとした。
- (四) 4の従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者は、二十万円以下の罰金に処することとした。

## 三 施行期日等

### 1 施行期日

平成二十二年六月一日

### 2 経過措置

- (一) この条例の施行の際現に風俗案内業を行っている者については、平成二十二年六月三十日までの間は、二2の届出の規定は適用しないこととした。
- (二) (一)に規定する者が、平成二十二年六月三十日までの間に二2(一)に規定する事項を二2(二)に規定する書類を添付して届け出たときは、この条例の施行の際現に二2の届出をして当該風俗案内業を行っている者とみなすこととした。
- (三) (二)に規定する届出又は書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者は、三十万円以下の罰金に処することとした。
- (四) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、(三)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても(三)の罰金刑を科することとした。
- (五) この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。

★ 広島県地域づくり振興基金条例を廃止する条例（条例第二十一号）（地域政策課）

一 廃止の要旨

個性豊かで住みよい県土を築くことを目的として、市町が自ら推進する地域づくり事業を助成するために設置された広島県地域づくり振興基金による事業が終了することに伴い、当該基金を廃止するため、広島県地域づくり振興基金条例を廃止することとした。

二 施行期日

平成二十二年四月一日

★ 広島県美術品等取得基金条例を廃止する条例（条例第二十二号）（文化芸術課）

一 廃止の理由

広島県立美術館の美術品等の取得を円滑かつ効率的に行うために設置された広島県美術品等取得基金の所期の目的が達成されたことに伴い、当該基金を廃止するため、広島県美術品等取得基金条例を廃止することとした。

二 施行期日

平成二十二年六月一日



★ 民間社会福祉事業振興基金条例を廃止する条例（条例第二十三号）（地域福祉課）

一 廃止の要旨

社会福祉施設の整備に必要なつなぎ資金を貸し付けるために設置された民間社会福祉事業振興基金による事業の必要性が乏しくなったことに伴い、当該基金を廃止するため、民間社会福祉事業振興基金条例を廃止することとした。

二 施行期日

平成二十二年六月一日

★ 広島県中山間ふるさと・水と土の保全基金条例を廃止する条例（条例第二十四号）（農業基盤課）

一 提案の要旨

土地改良施設の機能の適正化等、中山間地域の保全に必要な事業を実施するために設置された広島県中山間ふるさと・水と土の保全基金による事業が終了することに伴い、当該基金を廃止するため、広島県中山間ふるさと・水と土の保全基金条例を廃止することとした。

二 施行期日

平成二十二年六月一日

★ 広島県瀬戸内海大橋建設基金設置及び管理条例を廃止する条例（条例第二十五号）（土木総務課）

一 廃止の要旨

瀬戸内海大橋の建設促進に必要な経費に充てるために設置された広島県瀬戸内海大橋建設基金の所期の目的が達成されたことに伴い、当該基金を廃止するため、広島県瀬戸内海大橋建設基金設置及び管理条例を廃止することとした。

二 施行期日

平成二十二年四月一日